

架け橋

**中央消防署の
梯子付き消防自動車を
更新しました!**

(詳細は2ページ)



2021.5
第53号

主な内容

- 天草広域連合長就任のあいさつ 2
- 市民に感謝状を贈呈 2
- 消防関係法令に基づく提出書類の押印廃止について 3
- 電気自動車用の急速充電設備について 3
- 天草広域連合からのお知らせ 4

天草広域連合長就任のあいさつ

天草広域連合長 馬場 昭治



このたび、令和3年2月24日付けで、広域連合長に就任いたしました。

天草広域連合は、関係2市1町の常備消防やごみ処理、介護認定審査会の運営など、住民の皆様身近な事務を行っており、近年頻発する自然災害や環境問題、高齢化の状況からも、大きな責務を担う行政機関であります。

私は、その長としての職責を厳に受け止め、真摯にその職務に邁進していく所存です。

引き続き関係2市1町との連携を深め、住民の皆様方のさらなる福祉の向上を目指してまいりますので、ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます、就任のあいさつとさせていただきます。

中央消防署の梯子付き消防自動車を更新しました！

今回更新した車両は、中央消防署に配備している梯子付き消防自動車です。

本車両には、様々な最新の機能が搭載され、車両転覆危険のある傾斜地や作業範囲が限られた小スペースでの活動をはじめ、電線等により接近することができなかった建物での活動など、従来の車両では厳しかった様々な場面での活動が可能となりました。

また、梯子先端に取り付けてあるバスケットの搭乗人員が4名に増員されたことや、バスケットとリフター（梯子昇降機装置）の同時使用が可能となったことで、より迅速な救助活動が可能になります。

さらに、梯子の伸縮に連動する送水管と、リモコン操作が可能な電動放水銃が搭載されていることで、隊員が搭乗することなく梯上（高所）からの自由な放水が可能となり、幅広い状況下での消防活動が期待できます。

●車両寸法

全 長	10.65m
全 幅	2.49m
全 高	3.55m
排 気 量	8,500cc
乗車定員	6人
梯子規格地上高	35m

●バスケット

許容荷重	約400kg
定 員	4人
放水銃（電動式）	
・最大放水量	2,000ℓ/min
感電警報装置（バスケット下部）	
バスケットロールグリス	

建物火災の初期消火を行った市民に感謝状を贈呈



▲写真左から
杉本前消防長、濱本さん、三宅さん、大久保方面隊長

天草市河浦町に在住する三宅さんと濱本さんは、令和2年11月25日に同町で発生した建物火災の初期消火活動にあたり、火災の被害拡大を防いだとして12月21日杉本博文消防長（当時）より感謝状が贈呈されました。三宅さんは、自宅付近で発生した建物火災を発見すると、近所に住む濱本さんと協力して消火活動を行い、消防車到着前には鎮火に至り被害を最小限に食い止めることができました。

消防関係法令に基づく提出書類の押印の廃止について

消防関係法令に基づき消防本部又は各消防署・分署へ提出することとされている火災予防分野における申請書、届出書等で、これまで押印を求めていたものについて、申請者等の押印を不要としました。

なお、該当する様式については消防本部ホームページの様式ダウンロードに掲載中の様式から「印」マークを削除していますので、申請・届出の際は新しい様式をダウンロードしてお使いください。

押印を不要とした申請書等は以下のとおりです。

- 防火・防災管理者選解任、消防計画作成変更等の防火管理に関する各届出書
- 消防用設備等の着工、設置、点検報告に関する各届出書
- 防火対象物点検、防災管理点検、点検報告特例認定に関する各届出書及び申請書
- 火災予防条例等施行規則に規定する各届出書及び申請書
- 防火管理資格取得講習に関する各申請書
- 表示マーク交付申請書
- 火薬類消費許可（煙火）に関する各届出書及び申請書
- 危険物の規制に関する規則に規定する各届出書及び申請書 など

※詳細は消防本部又は管轄の消防署・分署へお問合せください。

電気自動車用の急速充電設備について火災予防条例が改正されました

急速充電設備の全出力の上限が200キロワットまで拡大され、火災予防上必要な措置を定める火災予防条例が令和2年12月2日に改正され、令和3年4月1日から施行されます。なお、施行の際にすでに設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の適用については従前のとおりです。

主な改正内容

【条例第11条の2第1項の改正内容】

○全出力20キロワットを超え200キロワット以下の急速充電設備の位置、構造及び管理についての基準を新たに規定しました。

- ・ 建築物からの距離
- ・ 充電用ケーブルの落下防止の措置
- ・ 充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の異常を検知した場合の措置
- ・ 複数の充電用ケーブルを有するもので、出力切替に係る開閉器の異常を検知した場合の措置
- ・ 蓄電池を内蔵しているものの、蓄電池の異常を検知した場合の措置

【条例第44条第10号の改正追加内容】

- ・ 全出力50キロワットを超える急速充電設備について、消防署長への届出を規定するもの



ネット119が始まります

ネット119とは、聴覚や発話に障がいのある方のための新しい119番通報です。

お手持ちのスマートフォンやタブレット端末のインターネット接続機能を利用して、簡単な操作で素早く、発話することなく119番通報できるようになります。

119番通報後は、緊急車両到着までチャットでのやり取りとなります。



詳しくは、天草広域連合消防本部へお問い合わせください。
また、次回の「架け橋」で、より詳しい内容を掲載します。

お問合せ先

電話 0969-22-0119 / FAX 0969-24-3229

メールアドレス af-shirei119@amakusa-kouikirengo.or.jp

10年経ったら交換しましょう



住宅用火災警報器の設置、適切な維持管理をお願いします！

住宅用火災警報器の設置は、消防法及び火災予防条例で義務付けられています。大切な家族と財産を守るため、決められた場所に必ず設置しましょう。

また、住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の故障やバッテリー切れなどで、火災を感知できなくなることがあります。

10年を目安に新しい住宅用火災警報器に交換しましょう。

令和3・4年度 競争入札参加資格者の受付を実施します！

「建設工事、測量・建設コンサルタント」の競争入札参加資格審査申請及び「小規模工事等契約希望者登録」への参加申込を受け付けます。

受付期間：令和3年6月1日から同月末日まで（土・日・祝日を除く）

午前9時から午後5時まで ※郵送の場合は当日消印有効。

有効期間：令和3年8月1日から令和5年7月31日まで

※申請用紙等は天草広域連合ホームページからダウンロードしてください。



天草広域連合

〒863-0001 熊本県天草市本渡町広瀬1687番地2

TEL：0969-24-3188

FAX：0969-24-2726

HP <http://amakusa-kouikirengo.or.jp/>